

第14回東近江市景観審議会議事録

開催日時 平成31年2月8日（金） 9時45分～10時45分

開催場所 東近江市役所 新館319会議室

委員定数 10人

出席委員 10人
（委員） 谷口 浩志 山口 敬太 紅谷 和子 野田 芳朗 河島 美智子
山村 眞司 西川 実佐子 田中 信弘 中西 耕 平林 光彦

出席者
（事務局） 都市整備部理事 高川 典久
都市計画課 課長 岡田 眞男
参事 五十子 又一
都市計画・公園係 西澤 洋樹 松居 奈美
歴史文化振興課
文化財係 嶋田 直人（説明員）

傍聴人 なし

議 事 議案第1号 東近江市景観計画の変更（案）について（諮問）
報告事項 景観重要建造物の指定について
その他

審議状況

開会 午前9時45分 司会〈都市計画課長〉

〈司会〉開会宣言

〈司会〉会議の成立、公開の報告、資料確認

1 議事

議案第1号 東近江市景観計画の変更（案）について（諮問）

○会長

それでは、次第に基づき会議を進めたいと思います。議案第1号「東近江市景観計画の変更（案）について（諮問）」について、事務局からご説明願います。

[事務局説明]

○会長

ありがとうございました。ただいまの議案について、質疑・意見のある方は発言をお願いします。

○委員

はい。まず、内容については異論ありません。一つ気になったのは、届出対象行為について、「文化的景観保存計画に示される重要な構成要素の現状変更は、文化財保護法に基づく届出が別途必要となる。」とありますが、重要な構成要素がどのような物なのか、これだけでは分かりづらいので、巻末に一覧を付けても良いのではと思いました。

○事務局

御指摘いただきました件、私どもの課では開発調整の係も課内にありまして、景観計画や文化財に対する規制について、一番目の窓口となります。また、ホームページの中で、今先生からいただきましたアドバイスを参考に、今こういったものがありますよということを明記することを検討させていただきたいと思います。

○委員

景観形成基準の建築物の色彩の部分で「④周辺景観の色相と対比する色相は避けること。やむを得ない場合は、対比調和の効果を十分考慮すること。」とありますが、やむを得ない場合は協議をされるのでしょうか。例えば、無彩色3以上とありますが、瓦屋根は引がかかることがあるのですよ。

○会長

「瓦、漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合はこの限りでない。」とありますし、色相が大きく違っていても周辺の景観と調和する場合があります。やむを得ない、の表記については総合的な判断をしていただければと思います。

○委員

景観形成基準の形態のところ「屋上に設ける設備はできるだけ目立たない位置に設けると共に、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。」と書かれています。表現方法はこれで致し方ないかと思うのですが、内部で、どこまでが適合可とし、どこからが協議する、

ということになるのか基準を検討いただければと思います。

○会長

ガイドラインのようなものですね。これは今何か検討されているようなものはあるのでしょうか。

○事務局

ガイドラインはないですが、今後そういったことは想定されるので、市町も含めて研究していくことが課題かと思います。

○委員

湖辺（みずべ）の郷伊庭景観形成重点地区図の、山側は分かるのですが、内湖側が大きく欠けている、これは何か意味があるのですか。それからもう一点、届出対象行為の工作物の新設等で、垣、さく等のところに「行為後の高さが1.5mを超えるもの」とありますが、何か根拠はあるのですか。

○事務局

重点地区図についてですが、先ほどおっしゃっていただいた内湖側の部分は、「琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域」という別の重点地域で先に指定されております。重複して指定することは出来ないで、このような形になっております。

○委員

前回の景観審議会でもお話ししたと思いますが、伊庭が脚光を浴びるきっかけになったのは宗祇法師の歌なのです。この欠けている部分は、その歌の「北の海」という肝心の部分が入っていないのではないですか。

○事務局

重要文化的景観の区域については、景観計画では2つの景観形成重点地域地区でカバーしております。今回は、元々景観形成重点地区に指定されていなかった場所に広げておりますので、すでに重点地域になっているところに重複して重点地区をかけることは出来ません。

○委員

景観形成重点地区が後から決められているのは当然だと思います。宗祇法師の歌が詠まれたのはもう500年も前のことなので、この「北の海」の部分がなぜ湖辺の郷景観形成重点地区に変更できないのかと、地元で声を聞くことがあるのです。

○説明員

その部分も湖辺の郷景観形成重点地区と同じ形成基準で守っていくべきではないかということですね。重要文化的景観というのは、伊庭の歴史から形作られた景観、つまり山があり内湖があり、そして水が流れることで形作られたまちなみが、生活を支える水田も含めて重要だということで赤線の範囲が定められたのです。それはこれまでの専門の調査を踏まえてこの範囲というのが伊庭の景観まちなみを説明するのに必要最小限の範囲だということここに入れたのです。ただ、文化的景観の制度、文化庁の制度としては規制を持っていないのです。規制出来ないのです。それは、元々景観法が出来た時に文化的景観も出来て、景観法と文化的景観の両輪で景観を守っていきましょうという仕組みになっています。そして、規制をかけるのは景観計画で規制をかけていきましょうというようになっていて、今おっしゃられた伊庭内湖の部分というのは元々県が景観行政団体であった時から琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域としてすでに規制がかかっ

ていたのです。そして、東近江市が景観行政団体になってから、伊庭の集落の部分を景観形成重点地区にして規制をかけたのですが、今回変更していただいたのは、重要文化的景観区域の赤線の中で、規制をかけられていない区域がありましたので、くまなく保護するために、景観形成重点地区を広げましょうという提案をしていただいています。ですので、今回初めて重要文化的景観区域の中は規制をかけることが出来るということになりますので、湖辺の郷景観形成重点地区じゃないと景観を守れないとか、琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域と二重にかけられるか、ということではなく、重要文化的景観区域が全て保護されるようになった、ということで御理解いただきたいのです。

○会長

先ほどの宗祇法師の歌に出てくる「北の海」の所は、すでに前から規制対象になっていたということですね。今回はそれに足りないところを市として新たに指定したということですね。ですから、新しく指定した部分には含まれていないのですが、そこはすでに前から指定されていて、規制対象になっていたということで御了解をいただけるとありがたいと思います。

○説明員

景観計画で言いますと、今おっしゃられたように両方の景観を守っていくための範囲が二つに分かれてしまっていたので、文化的景観ということで歴史も踏まえたまちなみの景観という意味合いで、今回文化庁で新しい枠組みで保護するというところで御理解いただければと思います。

○事務局

それからもう一点、この根拠についてですが、すでに県の方で琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域が指定されていた際に、すでに規制がかかっておりました。その基準に基づいて届出をされている方もおられますので、そこで形成基準を変更しますと既存不適格ということになりますので、その部分を引き継いだ形で基準を定めています。ですから同じ基準の中で動いているということです。

○委員

「伊庭の水辺景観」として日本遺産にも選定されていきましたか。

○説明員

日本遺産と文化財と、似ているので分かりにくいのですが、日本遺産というのは今回の景観も含めて、こうした文化財を活用した観光振興なのです。日本遺産自体は文化財ではなくて、今回のような重要文化的景観も含めた伊庭内にある文化財を活用して観光振興しましょうというのが事業ですので、日本遺産はこの辺りの活用という位置づけになります。

○委員

分かりました。

○会長

どうですか、他に何か御意見はございますか。無いようですので、この変更案につきましては、議案第1号 東近江市景観計画の変更（案）について、本審議会として適当とする内容を答申してよろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○会長

では、本審議会といたしましてはこの議案を適当と認める内容を答申することにいたします。

2 報告事項

景観重要建造物の指定について

○会長

では、報告事項に移ります。事務局より景観重要建造物の指定について、説明をお願いします。

[事務局説明]

○会長

新たに市役所の本館も候補としてあげていただいているのですが、ただいまの内容について、委員の皆さまから質疑、意見等があれば、お願いします。

○委員

市の文化財や国の有形登録文化財も含まれていたのですが、おそらくこの意図としては、修理修景の補助を行っていきたいのだろうなという理解をしているのですが、具体的のどのような方向でこの景観重要建造物の保存活用をはかるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。特に、他の自治体に関しては相続税の評価額の控除対象としたり、建築基準法の適用除外として保存活用がしやすくなるのか、複合的に色々されているので、東近江市の方針を教えてください。

○事務局

はい。何度か景観審議会の中でも候補物件をあげさせていただいて検討するというところで進めさせていただいたという経過がございます。ただし、補助金や税、建築基準法の関係の部分については少し具体的な例を出しながら深く担当課と協議して参りましたが、なかなか例が無いものをどうしていこうかということ困っているのが実のところでございます。今おっしゃっていただいたポイントは、建築基準法と税の負担、もう一点は補助金関係の部分をもう少し、景観行政の施策としては来年度の中心事業として位置づけて、具体的な指定に向けて進めていきたいと考えています。ですので、内容が詰まっているわけではなく、最低限、文化財的な税の負担が少しでも軽減できるような形にすることによって、民間の建築物に対して、保全の意識も高めて活用出来る、そして、景観的にも良い、観光的にも使っていただける地域の宝としていきたいというように考えています。

○委員

今日は文化財の方も来られていますので。私はいつも言うのですが、補助金をどこかで捻出してこない。「指定します」だけでは、なかなか根付かない。これは五個荘金堂町も同じですが。コンクリート塀を55年前の姿に戻したら、1メートル辺りいくら出しますよ、とかそういったことをやらないと、守る守るといっただけでは無理です。限度があります。それを何とか捻出してくることを考えないと。だいたい役所の人、公共施設を景観重要建造物に指定するんです。基本的には村上先生の調査された報告書に準じて指定をして間違いはないと思うのですが。村上先生が調査されてからだいぶ経つじゃないですか。その辺がネックになってくるんです。

○委員

京都は民間の物件であれば、5,000万円まで補助金が出ますね。改修する際に、古いままにしな

さい。次に修繕するのは3年後くらいですかね、これが建築基準法に引っかかるんですね、本来は。屋根を半分ずつ改修するんですね。民間の建物を指定する場合は、その辺りを考慮してあげないと。ですので、建築基準法と税や補助金ですか。五個荘金堂町もそうですが。僕はそこの責任役員をしているのですが、ある神社なんです。建築基準法を外してほしいと。江戸時代のものですが、それが現実ですね。自力でやろうと思うと、新築した方が安い。民間の建築物を指定していく時にはよっぽど考えてやらないと。

○事務局

先ほどおっしゃっていた課題はこれまで明らかになっていたのですが、具体的などころに行きますと、どうしても話が進まないということがありまして、これまで日数だけが過ぎていたところ。来年度以降、先ほど話がありましたように、景観行政ではこれを一つの大きな柱としていこうということは庁内的には決定はされているものの、景観部局が主要課題と言っているだけで、この件については財政当局もありますし、教育委員会にも支援していただかないといけません、我々は建築指導とも同じ都市整備部局ですが、言わずと知れた特定行政庁でそれなりに責任を持ってやっておりますので私どもの依頼はなかなか受け付けてくれませんので、庁内的にも話を詰めないといけません。来年度以降、形式をきっちり区分けしながら、私どもとしても一つ一つ地道に解決策を見出していきたいと。そうしなければ、中途半端な指定は、後に一番問題が残りますので、詰めてから指定には動きたいと。とはいうものの、このシンボリックな景観重要建造物とはどういうものかを市民の方に伝えるためにも、まずは一步、公共施設を指定する中でどういうものなのかをPRしたいという思いも事務局としてはありますので、そのあたりも含めて、来年、皆さんにもお知恵を拝借したいと思っていますので。今日は、その経過ということですが、来年度以降そのことでお集まりいただくこともあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員

今のお話についてですが、シンボルとなる建物を保存していきましょうということは重要なことだと思っておりますが、景観というのは建造物一つだけで成り立つものではないと思うので、景観にマッチした建物を保存するのはどうしたらいいか、というのを周辺も含めて「面」での対応というのも視野に入れてご検討いただければと思います。

○委員

補助金の話がありましたが、直接的な補助金もあれば、交付金の活用も可能と思うのですが、交付金の活用も単体の建造物として修理修景していくのではなかなかお金が降りないと思うので、まちづくりとしてどういう風に考えていくのかという戦略が必要で、それがあって初めて交付金の活用も出来ると思いますし、もっとテクニカルに補助金を活用していこうと思うと、例えば歴史まちづくり法にしてもまち環にしても、景観重点地区にかかっていないといけないなどあると思いますので、どう補助金をひっぱってくるかという観点から、重点地区を見直しながらシンボルの保存とまちなみ形成をセットで考えていく必要があると思います。

○委員

今お話を聞いていますと、庁内で担当者同士、一対一で話すのではなく、観光部署など関係する部署など一同で議論する場を設けないと、各々が違う場で話していても進みにくいので、体制作りも必要ではないかと思っています。

○会長

建物を保存するというのは非常に難しい問題が色々あります。先ほども話にありましたように、動態保存的にこれからの東近江市の文化施設として残していこうとすると、利活用のためには用途変更などもついてくる話で、その場合には建築基準法がかかってくるという話もありますので規制緩和等も含めて、お金のかからない支援というところで出来るだけ工夫しながら進めていただければありがたいなというのと、建物側から言えばその改修費用については補助金ももちろん大事なのですが、ある程度それがきちんと出来れば次は観光資源として活用することについて方策を考えていただければと思います。

先ほど話にありましたように、行政は担当者が変わるという話がありましたが、何よりも一番変わらないのは地元の方々だと思うのです。その方たちが景観に対して意識を深めていただいて、自分たちのシンボルとしてこれを保存していくという機運を高めていくということも大事な施策ではないかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。他に意見はよろしいでしょうか。なければ、他の事項に移らせていただきます。事務局からご説明願います。

3 その他

[事務局説明]

○会長

これをもちましてすべての審議事項は終了しました。他に、委員の皆さんから何かありましたら、ご意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日の議事は終了させていただきたいと思っております。進行を事務局へお返しします。

○事務局

先ほどより貴重なご意見ありがとうございました。

以上をもちまして本日予定しておりました日程はすべて終了しました。

それでは閉会にあたりまして高川都市整備部理事がごあいさつ申し上げます。

4 閉会あいさつ

高川都市整備部理事より閉会あいさつ

閉会

午前10時45分 閉会